政令

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日は、平成二十五年四月十三日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第四号から第六号まで、第十二条第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十八条第四項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十五条第二項、第四十八条第二項、第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第三項、第六十条、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条、第六十九条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十一条第一項並びに第七十五条、同法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十一条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定行政機関）

第一条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

一　内閣府
二　国家公安委員会
三　警察庁
四　金融庁
五　消費者庁
六　総務省
七　消防庁
八　法務省
九　外務省
十　財務省
十一　国税庁
十二　文部科学省
十三　厚生労働省
十四　検疫所
十五　国立感染症研究所
十六　農林水産省
十七　動物検疫所
十八　林野庁
十九　水産庁
二十　経済産業省
二十一　資源エネルギー庁
二十二　中小企業庁
二十三　国土交通省
二十四　観光庁
二十五　気象庁
二十六　海上保安庁
二十七　環境省
二十八　原子力規制委員会
二十九　防衛省

（指定地方行政機関）

第二条　法第二条第五号の政令で定める国の地方行政機関は、次のとおりとする。

一　沖縄総合事務局
二　管区警察局
三　東京都警察情報通信部
四　北海道警察情報通信部
五　総合通信局
六　沖縄総合通信事務所
七　地方入国管理局
八　財務局
九　福岡財務支局
十　税関
十一　沖縄地区税関
十二　国税局
十三　沖縄国税事務所
十四　地方厚生局
十五　都道府県労働局
十六　地方農政局
十七　北海道農政事務所